

議員提出 議案第二号

三朝町 議会委員会条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会委員会条例の一部改正について

て、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六
六条第一項の規定により議会の議決を求める。

昭和五十年三月十四日提出

提出者 議会議員

賛成者

石山利男

大丸敦

馬野輝美

山本敬

昭和五拾年参月拾九日

原案可決

三朝町議会議長牧田禎

提案の理由

標準町村議会委員会条例が改正されたため、本町議会
委員会条例も、これに準じて改正したいので提案した。

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例（昭和四十年三朝町条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「常任委員会」を削り、「議会」を「委員会」に、「それ」の常任委員の中から選任する」を「互選する。」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第七条の見出し及び同条第一項中「特別委員会」を削る。

第十条第一項中「常任委員会」及び「または特別委員」を削り、「議会」を「委員会」に改め、同条第二項中「特別委員会の委員長及び副委員長」を「特別委員」に、「特別委員会」を「議会」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削 除

附 則

この条例は、昭和五十年 四月 一日から施行する。